

個人へ「賃貸借・使用貸借」する場合（記入例）

各項目については、「記載要領」をご確認のうえ、記載してください。

様式第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

淡路市農業委員会会長 様

当事者

< 譲渡人 >

住所 淡路市 5 5 5 5 番地
氏名 淡路 A 郎 (自署)
電話番号 0 7 9 9 - -
メールアドレス

< 譲受人 >

住所 淡路市 7 7 7 7 番地
氏名 淡路 B 郎 (自署)
電話番号 0 7 9 9 - -
メールアドレス

下記農地(採草放牧地)について

<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">該当するものを囲む</div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 所有権 <b style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権 使用貸借による権利 その他使用収益権 () </div>	を	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 設定(期間 5 年間) 移転 </div>

したいので、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を申請します。(該当する内容に を付してください。)

1 当事者の氏名等（国籍等は、所有権を取得した場合のみ記載してください。）

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者
貸人 譲渡人	淡路 A 郎	65 歳	農業	淡路市 5 5 5 5 番地	-	-
借人 譲受人	淡路 B 郎	60 歳	農業	淡路市 7 7 7 7 番地	-	-

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番 (淡路市内)	地目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額(円) (10a 当たりの額)	所有者の氏名又は 名称 (現所有者の氏名又は 名称(登記簿と異なる 場合))	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏 名又は名称
字 8 8 8 8 番	畑	畑	500	5,000 10,000 / 10a	淡路 A 郎		

10a に換算

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

記入例)

権利を設定しようとする時期 許可日から

契約期間 許可日から 5 年間

4 連絡・照会先

氏名	淡路 B 郎
電話	090 - -

必ず昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

個人申請の場合は加筆

必ず昼間に連絡がとれる番号を記載

許可書は申請当事者全員の合意により (TEL -) が受領します。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

一般申請記載事項

譲受人「淡路B郎」とその家族（別居の後継者を含む。）の所有地及び貸付地を記入

< 農地法第3条第2項第1号関係 >

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (m ²)			採草放牧地面積 (m ²)
		田	畑	樹園地	
所有地	自作地	4000	3000	1000	
	貸付地				
該当する場合は記入					
	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
		登記簿	現況		
	非耕作地				

		農地面積 (m ²)			採草放牧地面積 (m ²)
		田	畑	樹園地	
所有地以外の土地	自作地	500	500		
	貸付地				
譲受人「淡路B郎」とその家族（別居の後継者を含む。）に借入地がある場合は記入					
	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
		登記簿	現況		
	非耕作地				

（記載要領）

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人が年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	玉ねぎ						
権利取得後の面積(m ²)	3500	1000 500 計 1500						

申請地における作物栽培の予定を含め、権利取得後の全作付(予定)面積をそれぞれ記入

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	コンバイン	田植機	乾燥機
	確保しているもの	所有	1台	1台	1台
導入予定のもの	所有				
	リース 〔資金繰りについて〕				

権利取得後の作物栽培の予定を含め、農作業に必要なとなる主な機械設備を記入

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

必ず記入

(3) 農作業に従事する者

権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 40年、農業技術修学暦 年、その他()

世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)
臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： 1 (農作業経験の状況： 農業従事経験30年)

該当する場合は記入

～ の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 住所地から 4 km 拠点(淡路市)から車で 15分

必ず記入

< 農地法第3条第2項第2号関係 >

(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

< 農地法第3条第2項第3号関係 >

3 信託契約の内容

(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

< 農地法第3条第2項第4号関係 >

(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考
淡路 B 郎	60	農業	本人	150	
淡路 C 子	55	農業、パート	妻	70	
淡路 D 郎	30	会社員、農業	子	60	

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間 150 日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は を記載してください。

< 農地法第3条第2項第5号関係 >

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者 (賃借人等) が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

その土地を水田裏作 (田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。) の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容 = 、裏作の作付内容 =)

農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

< 農地法第3条第2項第6号関係 >

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

例)

- ・ 農薬や除草剤の使用方法は、地域の防除基準に従います。
- ・ 地域の農地の利用調整に協力します。
- ・ 地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。
- ・ 取得する農地の周辺は水稲地帯であり、取得後も従来どおり水稲を栽培します。

使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、 の記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

< 農地法第3条第3項第2号関係 >

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

例)

- ・ ため池等の共同利用施設の取決めに遵守します。
- ・ 地域で定期的に行っている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して適切な利用と管理に努めます。
- ・ 電気柵の設置等、地域の鳥獣害防除対策に参加します。